

# 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に係る 平成30年3月1日以降の一部負担金免除期間の取扱いについて

区域番号	避難指示区域等	該当市町村	所得区分 平成29年度 ⇒ 平成30年度	一部負担金免除
①	帰還困難区域 居住制限区域 避難指示解除準備区域	大熊町、双葉町、 南相馬市の一部、富岡町の一部、 葛尾村の一部、浪江町の一部、 飯館村の一部	所得要件なし	～平成31年2月28日
②③④⑤⑥⑦	平成28年度以前に解除された区域 (平成29年4月1日に解除された区 域も含む)	広野町、楡葉町、 田村市の一部、南相馬市の一部、 川俣町の一部、富岡町の一部、 川内村の一部、葛尾村の一部、 浪江町の一部、飯館村の一部の 居住制限区域、避難指示解除準備 区域、旧緊急時避難区域	上位所得層 ⇒ 上位所得層 以外	～平成31年2月28日
			上位所得層 ⇒ <b>上位所得層</b> 以外	<b>～平成30年7月31日</b>
		南相馬市、伊達市、川内村の 旧特定避難勧奨地点	<b>上位所得層</b> ⇒ 上位所得層 以外	平成30年8月1日 ～平成31年2月28日

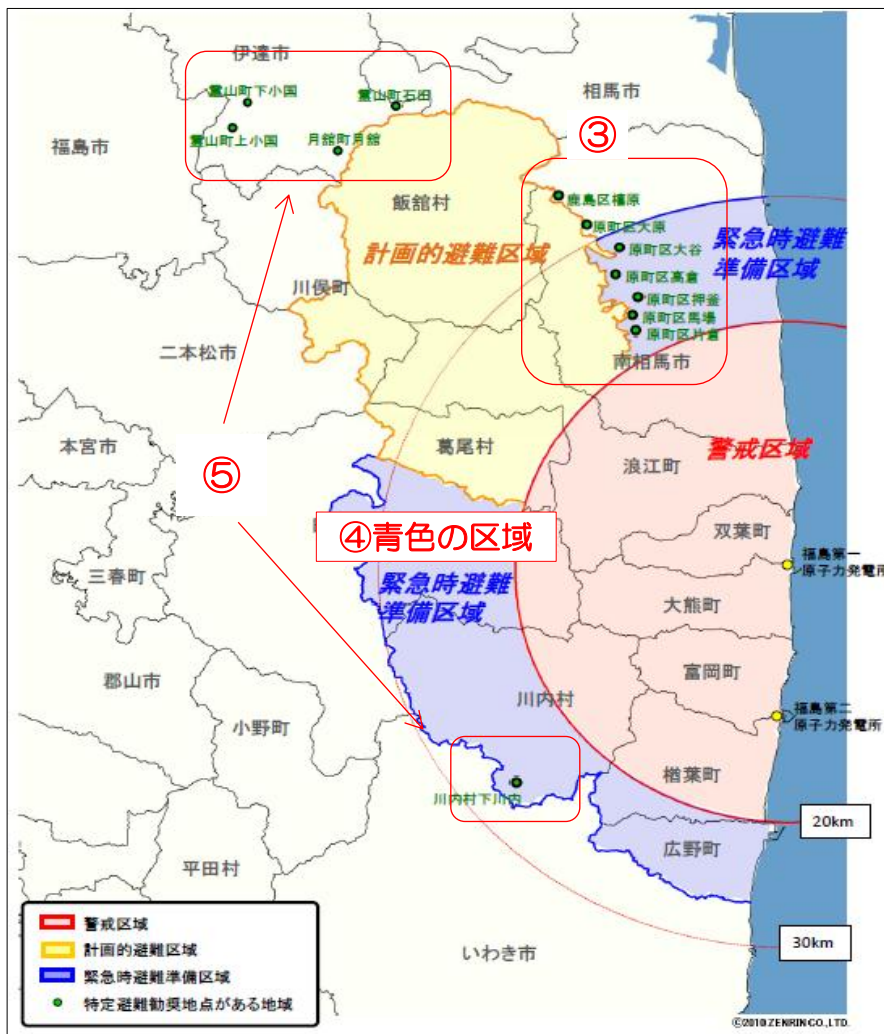
※1. 区域番号については、避難指示区域図を参照してください。

※2. 所得区分については、平成29年度は平成28年所得を、平成30年度は平成29年所得を対象としています。ただし、平成30年4月から平成30年7月までの場合にあっては、平成28年所得を対象とします。

※3. 上位所得層とは、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、収入から経費を差し引いた所得から33万円の基礎控除額を引いた後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯

# (参照) 避難指示区域図

【旧避難指示区域】



【現在の避難指示区域】

